

広島県教育委員会教育長告示第一号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定した。

令和四年二月十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

1 名称 広島舟入商業高等専修学校

2 所在地 広島市中区舟入中町八番三三号

二 連携科目等の追加指定

追加して指定する連携科目	追加して指定する連携科目に対応する高等学校の科目
ビジネス・コミュニケーション	ビジネス・コミュニケーション
ソフトウェア活用	ソフトウェア活用
ネットワーク活用	ネットワーク活用